

諸国山川掟について

塚本学

はじめに

『御当家令条』二八四号に、左記の法令が取められ、同書の目次では「諸国山川掟」と題されている。

覚 山川掟

一 近年は草木之根迄掘取候故、風雨之時分川筋え土砂流出、水行滯候之間、自今以後、草木之根掘取候儀、可為停止事

一 川上左右之山方木立無之所々ハ、当春より木苗を植付、土砂不流落様可仕事

一 従前々之川筋河原等に、新規之田畑起之儀、或竹木葭萱を仕立、新規之築出したし、迫川筋申間敷事

附、山中焼畑新規に仕間敷事

右条々、堅可相守之、来年御検使被遣、掟之趣違背無之哉、可為見分之旨、御代官中え可相触者也

寛文六年也午二月二日 久 大和守

稲 美濃守

阿 豊後守

酒 雅楽頭

11

差出人の四人は幕府老中であり、その在任期からみて、寛文六年也という『御当家令条』の比定に疑問をさしはさむ余地はない。内

容はかなり重要な意味をもつと考える。たとえば歴史学研究会編『日本史年表』では、これを「幕府、山川掟を定め、草木乱伐・川筋新田・焼畑を禁止する」という条文にしている。年表の事項として一応適切な要約といえようが、全国におよぶ禁令と解されやすい表現であり、その点はたしかめられていない。そしてこれが全国的な禁令であるならば、この時期の徳川政権について、そのいわゆる「公儀性」を主張し得る大きな論拠となるにちがいない。つぎにまた、この禁令は、新田開発推進策と相反する面をもつことは明らかである。その点を強調した説に、大石慎三郎氏の近著『江戸時代』がある。氏は、この禁令が「開発万能主義的農政」から「園地的精農主義農政」への転換を示すものとして、ごく重要な役割を認めている⁽¹⁾。果してこの禁令に幕政の転換を認め得るか、また開発政策をチェックする論理は、所領の別をこえた全国支配者としての国土保全策であるかどうか。この禁令が与える幕府の公儀性の印象の点とあわせて、検討の必要があると考える。

小稿は、そのような検討を意図する。この禁令の意味、その禁令範囲について考え、さらに、この禁令以外に同様な、あるいは異質の、効果をもった幕府の施策にどんなものがあつたかについてもいささか触れて、一七世紀後半ないし一八世紀初頭の幕政と村落のかかわりあい接近してみたい。

諸国山川掟について

塚本学

はじめに

『御当家令条』二八四号に、左記の法令が収められ、同書の目次では「諸国山川掟」と題されている。

覚 山川掟

一 近年は草木之根迄掘取候故、風雨之時分川筋え土砂流出、水行滞候之間、自今以後、草木之根掘取候儀、可為停止事

一 川上左右之山方木立無之所々々、当春より木苗を植付、土砂不流落様可仕事

一 従前々之川筋河原等に、新規之田畑起之儀、或竹木葺置を仕立、新規之築出したし、迫川筋申間敷事

附、山中焼畑新規に仕間敷事

右条々、堅可相守之、来年御検使被遣、掟之趣違背無之哉、可為見分之旨、御代官中え可相触者也

寛文六年也 午二月二日 久 大和守

稲 美濃守

阿 豊後守

酒 雅楽頭

11

差出人の四人は幕府老中であり、その在任期からみて、寛文六年也という『御当家令条』の比定に疑問をさしはさむ余地はない。内

容はかなり重要な意味をもつと考える。たとえば歴史学研究会編『日本史年表』では、これを「幕府、山川掟を定め、草木乱伐・川筋新田・焼畑を禁止する」という条文にしている。年表の事項として一応適切な要約といえようが、全国におよぶ禁令と解されやすい表現であり、その点はたしかめられていない。そしてこれが全国的な禁令であるならば、この時期の徳川政権について、そのいわゆる「公儀性」を主張し得る大きな論拠となるにちがいない。つぎにまた、この禁令は、新田開発推進策と相反する面をもつことは明らかである。その点を強調した説に、大石慎三郎氏の近著『江戸時代』がある。氏は、この禁令が「開発万能主義的農政」から「園地的精農主義農政」への転換を示すものとして、ごく重要な役割を認めている⁽¹⁾。果してこの禁令に幕政の転換を認め得るか、また開発政策をチェックする論理は、所領の別をこえた全国支配者としての国土保全策であるかどうか。この禁令が与える幕府の公儀性の印象の点とあわせて、検討の必要があると考える。

小稿は、そのような検討を意図する。この禁令の意味、その発令範囲について考え、さらに、この禁令以外に同様な、あるいは異質の、効果をもった幕府の施策にどんなものがあったかについてもいささか触れて、一七世紀後半ないし一八世紀初頭の幕政と村落のかかわりあい接近してみたい。

禁令の内容についてやはり少し考えておきたい。三か条が附もくめて、洪水予防のため山川の保護を命じたものであることは、一見明瞭で、禁令を山川掟と題するのは至当である。ただ第一条については多少の問題がある。『日本史年表』が草木乱伐の禁としたのは敵密には誤りで、乱伐でなく根の掘り取りを禁じた意味であることは明らかである。木を伐ったあとの根を掘り取ることがおこるのにはなぜか。大石氏は、これを新田畑の開発と解し、その解釈が、氏の「開発至上主義政策からの転換」という評価を強めているかに見える。たしかに開田畑の際には草木の根まで掘り取られるわけだから、禁令の対象となる行為に、そうした場合もあったらうことは否定できない。けれども、それがここでの禁止行為の主体であったとは思えない。というのは、当時代のいくつかの藩での草木の根採取禁止ないし許可令等は、草木の根自体の需要が少なくなかったことを示しているのである。

草の根のなかに食料として重要な役割をもつものがあつたことはいうまでもない。三河加茂郡松平郷の旗本松平太郎左衛門家では、わらび粉が年貢の一部となつていて、寛文六年からの農民闘争は、わらび粉の不納や品質に対する松平家の処分を出発点とした^④。少し後だが津藩(藤堂家)では、元禄五年三月「百姓共難儀ニ付葛・蕨の根など少々、掘候義」をゆるしている^⑤。木の根については、寛文二年・四年の加賀藩でも再三、その掘取禁令が出されている。そこでは、「此間むさと切株を掘商売ニも仕候由」^⑥。「かぶ木を伐、割木にいたす商売有之」^⑦という状況が指摘され、四年三月令^⑧は、「木かぶ掘売候義」の従来からの禁止令の励行を求めた

ものである。木の根は、相当程度商品にもなつていたのである。貞享五年の土佐藩の如きは、領内幡多郡等の楠の根について備前牛窓のものから分一金を取つて、その採取を請負わせている^⑨。楠の根は、やや稀少価値をもつものであつたから、遠隔地の市場向けの商品となつた特例でもあろうが、より一般的な松の根は、当時燈火用の需要が高まつていた。貞享元年正月の岡山藩では、「近年トモン松高値ニ而末々迷惑ニ付」御救いのため半田山の株根を御野郡村々に掘取りをゆるされたいとの、肝煎の願いを審議している^⑩。以前にも入札によって銀を上納させ、松の根掘りをゆるしたが、山が荒れるので取り止めさせたことも記される。このときは、右の点をきびしく注意し、肝煎が人足を召連れて掘らせることを許可して

これらと別に、薬種としての草木の根の需要もあつた。天和三年の弘前藩では、郡奉行が「薬種掘せ候人足歩数割付之寛」を作製した^⑪。たとえば「うこ木の根式貫目 歩数五拾人 但菅人ニ四拾目宛」のように四四種の薬種について、その採取労力が算定されている。藩が扶持米を支給して薬種を採取させたのであろう。四四種のなかには、草木の実もまじるが、草の根が多く、うこ木、くこ等小灌木の根もはいっている。

以上の例のなかでおそらく一般的なのは、燈火用松根と食用わらび根の採取であろうが、諸例は草木の根自体の利用を意図した掘取りが広くこの時期の問題であつたことを示している。とすると、事由を明示しない同時代の草木の根掘取り禁令、たとえば延宝二年の前橋藩で、野火や伐採の禁とあわせて「赤城山ニ而木之根掘不申候様可被申付候」とした例^⑫などとともに、幕府老中の山川掟第一条の趣旨も、草木の根自体の利用を意図した掘取りを直接対象とした

とみるのが自然である。

山野の産物が生活を支えていた程度の大きさを、現代人の感覚はとかく忘れがちである⁴⁴⁾。草木の根の採取利用を全面的に禁止するのは、山村生活の実状からみるとおよそ不可能なことであった。右掲の諸藩での禁令も、特定の山での禁令であるか、あるいは商いとしての採取禁令であるのか⁴⁵⁾、当時の権力者にとつてもこの点は承知済みだったことを示していよう。

前橋藩・岡山藩の例は、幕法山川掟と共通の問題が諸藩にもあったことを示している。治山のための禁令の要である。だが時間的にも内容的にも、これらを幕法山川掟に起源した禁令とみるわけにはいかない。山川掟が全国に及ぶものだったとしたら、弘前藩の措置などは最も強くこれと抵触するのである。各藩は、それぞれ必要に応じて、具体的な地と場によって、治山策を講じたのである。山川掟もまたそうではなかったか。

山川掟第二条の趣旨は、一般的な植林勸奨令としては、寛永一九年以来広く触れられていたものである⁴⁶⁾。それに比べて、ここでの「川上左右之山方木立無之所々」は、一般に諸河川の上流部という意味であるとはどうもみなしにくい。この川上とは、特定河川の上流部とみるべきではないか。

山川掟の発令範囲の問題に入らなければならない。

二

諸国山川掟は『御当家令条』のほか『徳川禁令考』（巻五九）にも「公儀御法度」を引書として採録され、字句に多少の差はあるが内容にかかわる程のものではない。『日本林制史資料江戸幕府法令』では「教令類纂初集」と「令条秘録」から採録されていて、とくに

「令条秘録」で、あとがきの部分に大きな異文がある。諸本で「御代官中え可相触者也」とある部分を「御畿内並可被相守其趣者也」とするのである。『御当家令条』と『徳川禁令考』とから山川掟をとった『近世農政史料集一』⁴⁷⁾は、「治水治山のまとまった法令はこれが最初である。しかし代官に宛てたものであるから幕領に限定されたものである。」と注記するが、諸領錯綜地に少なくない幕領にこの禁令が触れられた場合には、周辺私領にもこれに準じた適用がされなければ禁令の効果は望めないはずである。「令条秘録」の異文は、この禁令に代官宛のものとならざるものとの二種があり、反面畿内を中心とした趣旨であったことを思わせる。

そこで畿内周辺に目をむけると、いわゆる諸国山川掟に先立ってその六年前、この第一条・第二条にあたる幕法が畿内周辺諸領に触れられていたことを認め得る。

山城・大和・伊賀三ヶ国の山々木の根掘候ニ付、洪水の節淀川・大和川へ砂押流埋候間、向後不掘木根様、其上以連々植苗木候様ニ急度可被相触之者也

万治三子三月十四日 美濃

豊後
伊豆

水野石見殿

五味備前殿

中坊美作殿

右之通従御老中申来候間、藤堂大学頭殿領分村々堅可被申付候、砂山ニ松其外苗木年々植候様ニ急度被申付、尤ニ候、以上

千四月十九日 中 美作守

藤堂大学頭殿

家老衆中四

最初の差出人三名は幕府老中、宛名三人はそれぞれ伏見奉行・京都奉行・奈良奉行であり、その内奈良奉行から津藩家老にあてたものが、今日活字文献にのこされた。同様におそらくは京都奉行から山城の諸領主にも、本令が触れられ、奈良奉行中坊は、大和・伊賀諸領主に触れたものであろう。

寛文六年の山川掟は、内容的に右の万治三年令の強化とみて落着きがよい。この六年間で、二代五〇余年にわたって奈良奉行の任にあった中坊が寛文四年にその地位を去り、同時に奈良奉行の職掌が改訂されるなどの変化があったから、万治三年令と寛文六年令の伝達法にはちがいがあつたらう。けれども幕領以外に、関係地諸大名家領への徹底の必要は、寛文六年令でも変わりないはずだから、さしあたり寛文六年令も山城・大和・伊賀三国の諸藩には、おそらく畿内の諸奉行を通じて伝達されたのであり、「令条秘録」の異文はそうした伝達を経た文であろうかと思われる。

右の想定は、寛文六年以後の山川掟の強化をみることである程度裏付けを得る。寛文九年に山川掟は、淀川筋に再達された。「山川掟之儀従先年雖被仰出、猶又為見分、寛文九四年永井右衛門・岡部主税・藤掛監物被遣之、弥堅被仰付候」と、『京都御役所向大概覚書』に記録される。『徳川夷紀』寛文八年一月一日条に右三名が淀川堤防修築奉行を命ぜられ、九年正月一日条に淀川浚利奉行の暇をたまわるとするのと符合する。三人の略譜でも、これにあたる記事があり、また永井・岡部は畿内大名の重鎮である淀・岸和田両城主の分家、藤懸も丹波に采地を世襲するものであることを、あわせて知ることができる。

その七年後延宝四年にも、右の仰付けが疎略にあつかわれている

として、老中からの命によって、京都町奉行前田安芸守から、山城・近江・丹波の御料私領に触れた。万治三年令との対象地の差は、淀川水系のうち、ここではとくに桂川筋への指示なのである。伊賀・大和の、大和川・木津川筋や摂河内にも同様な指示がされながら、京都町奉行以外からの伝達であつたために記録されなかつたものかと思われる。

その七年後、天和三年には若年寄稲葉正休をはじめとする大規模な淀川水系巡察があり、「畿内治河之役」を興すこととなる。そしてこの翌年貞享元年「淀川・大和川^五落合候川筋山々土砂留」を又仰出された。その条文は『御触書寛保集成』に採録されている。全文の掲出を略し、山川掟との差異を注記しよう。というのは、寛文六年のそれとほとんど同一の文章にやや重要な追加条項が加えられているのが、この令なのである。

第一条、「近年は」のかわりに「山城・大和・摂津・河内・近江、御料私領之山々」とし、「掘取候儀」のあとに「堅」の一字がはいるほか、ほとんど差がない。

第二条、「木苗を植付」が「木苗芝の根を植立」となり、なお「川上」が「川筋」となる程度。

第三条はかなり異なるので全文をあげる。

前々よりの川筋山畑河原等に有之新田畑は不及申、縦古田畑にて高之内たりといふとも、川筋え土砂流出所は荒之、其跡え木苗竹木葎等可植立、勿論川端川中へ新規築出儀一切仕間敷事

附、山中焼畑切畑新規に仕間敷事

第三条の変化は、寛文六年では新規の築出の例とともに禁ぜられた「竹木葎を仕立」が、ここでは川筋をせざる田畑に代えて土砂流失防除用の植生を命ずる趣旨になつていふこともふくめてかな

り大きいが、川筋新田畑禁令に対して、新田畑はむろん、高内の古田畑でも川筋に害あるものは撤去を命ずるというのに代表されるように、寛文令の格段の強化といえる。第一条・二条も該当地指定の部分以外は、寛文令そのままを強調したものであり、貞享令が寛文令の発展であることは明らかである。そして万治令を考えあわすと寛文令の万治令との差は、第三条の追加にあったのだから、貞享令は、万治令→寛文令の発展方向を一層強めたものであることがわかる。天和三年の稲葉らの見分は、治水の患は実に海口にありとし、大和川付替案をしりぞけるものとなった。万治令が淀川に流入する諸川の上流部土砂流失防止を意図したのに対し、寛文令から貞享令へと、中下流部治水への関心が強化されていく動きを認めることができる。

寛文令→山川掟のあとがきには、「来年御検使被遣」で見分のことを予定している。これにあたるのは、『徳川実紀』寛文七年四月八日条に出発のことがみえる書院番前田直勝・伊奈忠臣（忠重）の淀川渡利奉行であろう。前田は、前年八月にも「淀・大和・木津川堤防修築奉行」として派遣されたことが『徳川実紀』にみえ、藤堂家上野城代家老日誌の寛文六年十一月十日条にも、その跡をとどめている。同日誌では、「大坂川筋御見分上使衆御越」を記したあとに「去年伊賀・山城より出候川筋、大和^五御はり替之風聞有之候得共、当年ハ其沙汰無之候由之事」とも記す。貞享元年令の趣旨は、前年の稲葉らの巡視中に指示され、この触の布達は、淀川河口工事の開始後であった。同様に、寛文六年令も、淀川水系改修事業計画のなかで触れられたものと解することができるのである。それがすぐに実行に至らなかったのは、大和川川筋変更案に対する障害であり、おそらく後記常陸谷原新田の経験もこれに影響したであろう。

うか。

諸国山川掟→寛文六年令が、万治三年令・貞享元年令の間に位置づけられ、淀川水系治水策であることは、ほぼ以上で確認されると考える。ではその発令範囲はどこか。正確にはわからない。貞享元年令のばあい『御触書寛保集』に同年八月藤堂和泉守以下一人に、淀川・大和川水系山々の林造成監督を命じた文がある。『京都御役所向大概覚書』に担当郡名をあげる一人の名がこれと異なるのは、後年の記載で居城は一致すると判断できる。一人はすべて畿内近国の大名であり、貞享元年令の布達範囲にあたるかにみえるが、実はそうでない。一人のなかには和泉岸和田城主岡部内膳正のように、所掲五か国に所領を有しないものもある。またその担当郡名は、五か国三九郡にわたるが、一国で全郡をふくむのは河内だけで、たとえば山城では愛宕・葛野二郡、大和では宇陀・宇智・吉野三郡、近江では伊香郡・浅井郡等十郡は見出せない。五国のなかでも淀川水系保全上の必要な地に限られたのであるが、反面大和柳本・戒重の二つの織田家、河内狭山の北条家のように、この三九郡中に所領をもつもので、右の一名にふくまれないものがある。また片桐石見守（主膳正）は二千石程の所領をもつ河内国河内郡を担当するが、その担当区にはおそらく北条家領七千石をふくみ、反面、片桐が三百石の所領をもつ山城相楽郡は、藤堂家の担当である。所領の別と必ずしも一致せずに造林担当区が設定されたのは、それ自体注目すべきことであるが、両織田家領や北条家領に貞享元年令が触れられなかったとは考えられない。貞享元年令は、右三九郡の御料・私領および担当領主に触れられたものと考えられる。寛文六年の山川掟が、万治三年令と貞享元年令の間に位置づけられる以上、その施行範囲も両令施行範囲の間を出ないであろう。所

領の別をこえた担当区の設定が、この時にもされたかどうかは大きな問題だが、明証を得ないから、まずはこれはなかったとみておこう。そして前記のように中下流部治水の関心が加わっている点からみて、万治三年令より貞享元年令に近い範圍、すなわち摂河兩國の關係地（貞享元年八月の造林指定郡）をふくんだことは、まずたしかであらう。

寛文六年令は、複数の諸國を対象としたという意味で、諸国山川掟とよんで不当ではない。またこの令の發展が貞享元年のような措置をも生んだことをふくめて、畿内にはぼ限ってとはいえず、諸個別領主の上に立つ幕権の發動として重要な意味をもつこともたしかである。だが、それは全国法令ではないことも確認しておかねばならない。畿内以外の地で、所領の界をこえた山川の利用問題にどう対処したかは、あらためて問われねばならない。ただ、それにしても寛文六年の山川掟を前記のように表現した『日本史年表』が、貞享元年三月の条にただ、「畿内治水条例を公布する」と掲げるのは、年表作製のむずかしさを思わせる事例でもある。

三

畿内とともに、幕府にとって治水と開拓とが大きな問題になった地に、関東、利根川水系の世界があった。そこでも諸国山川掟の時期に大きな問題があった。常陸筑波郡と下総相馬郡とにまたがる谷原五万石の開発に關した河道工事である。本間清利氏によるとこの開発は、伊奈忠治のお膝元で、元和年中の鬼怒川新河道の開整にはじまり、以後忠克・忠常三代にわたる事業であったが、忠克代寛文五年に施工され、その死後同年十一月に成った新川造成工事は失敗であった。寛文七年二月三日、寄合大島義近・関東郡代伊奈忠

常が、堤防新築後水害が多いとして、谷原開墾地の河川復旧工事を命ぜられた（『徳川実紀』）。『実紀』には、その閏二月十日、大目付兩人の谷原視察より幕府の記事があり、八月一三日尋問、一〇月二二日処罰のことがみえる代官細田らは「衣川（鬼怒川）を築留め水かさへ農民艱困に及びしを速に聞えあげず、去年その新築の堤防を除くべしと命ぜられしを強て此二月まで堤防を築き、暇道なき地をありと偽り聞え上し」という「秘姦のはからひ」が「土民」の訴えによって發覚したものとす。

代官二人の処罰はむしろ責任の転嫁で、開拓を急いだ幕府の水路工事が逆に水害の激化を招き、農民の反抗を生んで、その結果治水策の転換を余儀なくされたとみるべきではなからうか。大目付兩人の派遣がされているように、この件は、幕府にとってかなりの重大事であった。諸国山川掟と谷原新田での新川堤防破却とは、畿内と関東との差はありながら、幕府の施策として、両者は統一的にとらえられねばならないし、事実、それは内容的に可能であらう。谷原新田新川工事の弊が幕閣の耳に達したのが、寛文六年二月以前であった可能性は少ないようだから、谷原新田の経験が山川掟に生かされたとは思えないが、両件は、どちらも自然に対する加工が、かえって大きな災害を生むことをきびしく認識させたものであり、一種自然保護立法ないし施策という面をもったのである。ただ治水、またこれと連動する治山の策は、細分化した諸領主の所領をこえて実行されなければ効果がない。畿内や関東郡代伊奈家お膝元といった世界以外で、幕府はそれをなし得たであらうか。ことはをかえればこうである。山川掟は、諸領主の上に立つ幕府が、いわば個別領主私権に対して国家公権の立場に立って、国土保全策を命じたといふ感があった。検討の結果、それは畿内淀川水系に限っていえば事

実であった。ではこれは、畿内以外の諸国にも適用されるやり方であったのか。幕府は、果して左様な力をもったのかという検討である。

寛文から元禄、一七世紀後半は山論・水論の多かった時代であるという印象は、村方文書調査者の多くが抱くものであろう。その印象をたしかめることから、問題に接近していきたい。百姓の山論・水論についての幕法と施策の推移をみよう。

慶長一四年二月、將軍秀忠が京都所司代に与えた覚書⁹⁴では「百姓等山問答・水問答に付、弓鎗鉄炮にて互致喧嘩候者あらハ、其一郷可致成敗事」として、武力によらぬ訴訟の道については触れない。寛永一〇年八月の公事裁許覚⁹⁵でも、そうした訴訟をとくに意識した形跡は見出せない。その理由は、寛永一二年一二月の諸士条目⁹⁶のなかに見出せる。関係の条文は、「知行境野山水論并屋敷境、於何事も私之評論致へからず（以下略）」と「百姓公事雙方自分之於為知行所其地頭可計之（以下略）」との二条である。その趣旨は、同一知行所内の百姓の争論は知行主が裁決せよ、他知行主支配下の百姓との争論であれば、両知行主の頭一番頭、組頭またはその並のものに相談してすませよ、それですまないなら「役者」に届けさせばきをうけよ、というにあった。役者とは然るべき役のものといった意味であろう。それが漠然たる表現になっているのは、訴訟がそこまでもっていかれるのを余り想定しないかたち、知行主相互間と両知行主の職制上の上司の仲裁に基本的に依拠したからと思われる。幕府評定所の制度的確立が同月のこととされ⁹⁷、その前月付「老中并諸役人月番ノ始及分職庶務取扱日定則」に連続して『徳川禁令考』に収録される「関東中御代官方百姓等御用訴訟之事」⁹⁸には、「御歳入と給所方野山并手⁹⁹を論出入之事」の条がある。その

趣旨はほぼ前におなじだが、番頭等ですまないとき「御定之寄合場にて相談仕可申付候、其上不相濟儀者御検使可致言上事」となっている。けれどもこの「御定之寄合場」とは評定所のことであろうか。評定所での裁判が、この種訴訟で一般化するのには、なお後年のことのように思えるふしがある。

寛永一五年九月、若年寄から旗本の面々への申渡し¹⁰⁰では、「関東在々所々野山境相論」について番頭・組頭等ですますことを基本としつつ、滞る儀は「今度被差遣検使之衆」に目安を出すように命じている。『徳川実紀』同年八月一日条に「松平右衛門大夫正綱・加々爪民部少輔忠澄・目付野々山新兵衛兼綱・勘定組頭系原甚左衛門重正を一隊とし、伊丹播磨守康勝・堀式部少輔直之・目付山崎権八郎正信・勘定組頭諸星清左衛門盛政を一隊とし、関東山野論所を巡察すべしと命ぜらる」とある記事（典拠「日記」）が、これにあたるにちがいない。三奉行にあたる人物をふくんだいわばごく大型の検使派遣ということになる。この検使によって裁決がされたであろうから、それは評定所の裁決とよべるかもしれないが、こうした検使は、ごく稀にしか発し得ないであろう。『実紀』の伝えるところでは、その年九月二五日、惣物頭に対して「内々にて検断すべし、査検行とどかざる事を卒忽に訴ふべからざるよし」を命じたという。山論水論に幕閣自体の責任で裁決する場面は特例であったことを、むしろ注意すべきであろう。

『徳川実紀』につき「山野点検」の使節が見えるのは、正保二年二月二三日条、これまた関東対象で、大目付宮城和甫、関東郡代伊奈忠治、目付石河利政、勘定壺井永重をそのメンバーと伝える。そしてこの裏付けは、同年三月五日付の甲州川内領南郡町と市川代官所支配内船村との山論裁許状¹⁰¹、同月九日付の甲州小淵沢村と信

表(1) 『徳川実紀』所載の論地見分使節 (1650~1715)

No.	年月日	対象地	メンバー	備考
1	慶安 4. 7. 19	駿河・美濃・近江	新番頭・大番組頭・勘定2人	綱重・綱吉新領点検
2	" 4. 7. 19	甲斐・上野・信濃	小十人頭・大番組頭・勘定2人	同上
3	明暦 2. 正. 29	関東	大目付・新番頭・勘定頭外2人	
4	万治 3. 4. 21	備中	代官・二大名の家士	
5	" 3. 4. 21	近江	代官・二大名の家士	
6	寛文 3. 3. 11	山城	代官・二大名の家士	
7	" 3. 3. 24	武蔵	代官	
8	" 4. 3. 17	三河・伊勢・美濃・近江・相模・上総・下総・下野・信濃	国巡目付	
9	" 4. 7. 10	美濃・信濃	代官	
10	" 5. 3. 9	安房・下総・常陸	国廻役4人	
11	" 5. 7. 18	信濃	小十人組番士2人	
12	" 5. 10. 17	上野・下野	徒目付2人	
13	" 5. 12. 6	近江	大名家士(をふくむ)	時服給の記事
41	" 6. 4. 23	駿河	小十人番士2人	
15	" 7. 4. 22	伊豆	国巡目付	
16	" 7. 10. 27	下総	国巡目付	水利検断
17	" 8. 4. 16	上野・下野	国廻目付	
18	" 9. 4. 26	上野・甲斐・遠江	国廻目付・歩行目付	
19	" 10. 正. 26	美濃	大名家士(をふくむ)	時服給の記事
20	" 10. 4. 15	上総・下総・下野・常陸・陸奥	大番2人	
21	" 10. 4. 15	美濃・信濃	大番2人	
22	" 11. 7. 18	上総・下総	大番2人	
23	" 11. 12. 10	安房	国廻目付2人	
24	" 12. 2. 29	常陸	新番2人	
25	" 12. 6. 9	常陸	歩行目付2人	
26	" 12. 7. 13	奥州福島	新番2人	24と同人物
27	延宝 5. 3. 22	奥州	使番・新番	
28	" 5. 12. 27	武蔵川越	大番2人	
29	" 6. 5. 26	甲斐	大名家士(をふくむ)	時服給の記事
30	" 7. 7. 14	駿河	小姓組・書院番	
31	" 7. 7. 14	甲斐・信濃	大番2人	
32	" 7. 7. 25	伊勢	近地の代官2人	『御当家令条』
33	" 9. 8. 15	但馬	大番	
34	貞享 2. 4. 16	駿河	駿府町奉行の与力・代官属吏	給銀の記事
35	" 2. 9. 26	大和・伊賀	大番・代官	
36	" 3. 11. 15	武蔵・上総・下総・下野・信濃	新番・代官	掃蕩の記事
37	" 3. 12. 19	上総	大番・代官	4.7.6処罰
38	元禄元. 2. 23	丹後	大番・代官	
39	" 6. 5. 11	肥前・筑前	書院番・代官	
40	" 10. 閏2. 15	伊予の銅山の論地	大番・代官	掃蕩の記事。対象は譜4-93Pによる
41	" 10. 5. 19	信濃	小姓組・代官	掃蕩の記事
42	" 11. 11. 2	奥州	新番・代官	12.3.7出発か
43	" 12. 4. 15	伊賀・美濃・但馬	新番・代官	
44	" 13. 2. 28	山城・伊賀	新番・代官	43と同一人
45	" 13. 8. 10	大和	大番・代官	同年3/1~7/12と再度か
46	" 13. 12. 15	出羽庄内	新番・代官	掃蕩の記事
47	" 14. 3. 21	美濃・飛騨	新番・代官	
48	" 15. 12. 15	甲斐・駿河・遠江・信濃・越後等	新番・大番・代官等	掃蕩の記事。対象は譜15-208Pによる
49	宝永元. 9. 28	奥羽	書院番・代官	掃蕩の記事。対象は譜21-399Pによる
50	" 7. 2. 23	武蔵・上野	代官	
51	正徳 4. 3. 晦	陸奥	新番・勘定の徒	南部津軽の界を検
52	" 4. 5. 1	甲斐	代官	

表(2) 裁許証文等にみえる論地見分使節 (1650~1715)

No.	年月日	対象地	メンバー	備考	出典
1	寛文元. 閏8. 5	甲斐	勘定徒をふくむ		譜16-294 P
2	" 8. 5-8	武蔵・甲斐・美濃	小十人 2人		譜4-54 P. 20-250 P
3	" 9. 8. 27	近江	代官外 1人	○	岐阜県史 6
4	" 12. 6. 22	信濃	新番 2人	○ [注 I]	林一彦根藩
5	延宝元. 12. 4	信濃	大番 2人	○ 見分に及ばず	長野県史 5-2
6	" 2. 8. 22	信濃・越中・飛騨	大番 2人	○ 5 と同人物	長野県史 4-1
7	" 3. 8.	近江信楽境	大番 2人外		加賀藩史料
8	" 5. 2.	美濃	代官 2人		永保記事略
9	" 7. 12. 12	信濃	大番 2人	○	林一津藩元禄13. 2裁許状
10	" 8. 10. 21	美濃	二代官の手代 2人	○	岐阜県史 6 延宝7. 10
11	" 8. 12. 6	美濃	代官 2人	○ 8 と同人物	三橋村ら言上書
12	天和 2. 5. 25	美濃	高木三家当主 3人	○ [注 II]	長野県史 8-2
13	" 3. 3. 15	三河	大名家士 2人・代官手代 2人	○	岐阜県史 5
14	元禄元. 12. 22	信濃	二代官の手代 2人	○	岐阜県史 5
15	" 元か	摂津	大番 2人・代官		長野県史 5-2
16	" 3. 8. 22	越後	二代官の手代 2人	○	京都役所上 P. 198
17	" 6. 12. 22	上野	二代官の手代 2人	○	林一高田藩
18	" 7. 2. 14	信濃	二代官の手代 2人	○	林一前橋藩
19	" 7. 4. 14	越後	二代官の手代 2人	○	信府統記 24
20	" 7. 11. 14	常陸	代官手代と村民	○ 17 と同人物	林一高田藩
21	" 9. 10. 6	三河	二代官の手代 2人	○	茨城県史料 I
22	" 11. 5. 12	三河	二代官の手代 2人	○	新城市史
23	" 11. 5. 25	信濃	二代官の手代 2人	○	新城市史
24	" 11. 12. 22	信濃	二代官	○	長野県史 8-2
25	" 13. 9. 26	美濃	二代官の手代 2人	○	長野県史 4-1
26	" 14. 4.	信濃・上野	二代官	○ 園境い	岐阜県史 6
27	宝永元. 7. 25	信濃	二代官の手代 2人	○	長野県史 1-2
28	" 4. 8. 24	大和	大検使	○	長野県史 3
29	" 5. 8. 6	信濃	二代官の手代 2人	○	永保記事略
30	" 8. 4	近江	大番・代官	○	長野県史 3
31	正徳 3. 正. 4	山城	大検使并手代検使		京都役所上 P 431
32	" 4. 7.	山城・近江・摂津	大番・代官	起請文	京都役所上 P 201
33	" 4. 11.	近江	二代官の手代 2人	○	京都役所上 P 417
34	" 5. 4.	丹波	大番・代官	○	京都役所上 P 205
					京都役所上 P 204

・出典は譜は『寛政重修諸家譜』（巻数頁数）岐阜県史は『岐阜県史史料編近世』（巻数）林は『日本林制史資料』長野県史は『長野県史近世史料編』（巻数）京都役所は『京都御役所向大概覚書』（巻頁）の略である。

・備考に○を付したのは裁許証文に明記された例、そのうち3. 33. 34のほかは評定所一座裁許状である。

注〔I〕 「見分仰付の処不及見分」とする。その人名は表(1)の24. 26に見えるのと同人である。

〔II〕 美濃交代寄合家。同文書中に寛文5年にも見分とし、『高木家文書目録 巻一』解題によると、木曾三川城論所見分任務を担当し、17世紀後半、10件の争論の論所見分をしているという。

州諏訪領との山論裁許状^④とが、ともに右の四人によって発行されていることで得られる。ということは同時に、評定所メンバーとは別に検使によって山論裁許が行なわれたことを示す^⑤。

家綱將軍襲職直後、慶安四年七月一九日条の『徳川実紀』が、綱重・綱吉に給する所領点校のため、駿浪江と甲上信の各三国に派遣したとする使節も山論の裁許を担当した。同年九月一九日付、甲州小淵沢村と小荒間村等との野論裁許状^⑥の発行者は七名。大柴六兵衛・雨宮次郎右衛門は『寛政重修諸家譜』から、『実紀』のいう「并勘定二人」に当ることがまず確かであり、久留七郎左衛門・三宅半七郎は、それぞれ大番組頭・小十人頭として、勘定二人とともに甲上信に派遣されたもの。以下三人は勘定頭である。検使の裁許案を勘定頭が認証して証文が発せられたものであろう。

十数年後、寛文五年の例をあげてみよう。『徳川実紀』には同年七月一八日「信濃山境検断命ぜられいとま下さるる小十人組番士二人」また九月三日条に「小十人番士二人は信州山境巡察はてて帰京す」との記事がある。そして同年九月四日付信州松本領一〇か村と諏訪領九か村との塩尻峠における野山境論の裁許状がのこされている^⑦。発行者八名は、勘定・江戸町・寺社の三奉行と老中二名であることを確認でき、裁許状の冒頭には「杉浦新左衛門・川口七郎左衛門兩人為検使差遣之、見分之上裁許之寛」とある。この兩人は『寛政重修諸家譜』から当時小十人番士で右の検使にあたったことをたしかめることができる。寛永・正保期の検使よりは手軽であり、反面裁許は、この見分結果にもとづいて、評定所によって下されているのである。慶安四年の例は、こうした型に至る一過程とみて、よく符合する。

寛文期には「百姓訴訟」の裁判法が、ほぼ整ってきたかにみえ

る。寛文三年八月の条々^⑧は、前記寛永一二年諸士条目に比べて、型式的には同趣旨の文を掲げながら、「滞儀あらば達役者、可受其捌」としたあとに「然上は地頭、代官は勿論、番頭・組頭并其捌之輩不及出於評定所之事」とする。番頭・組頭の穿鑿にあたって「其組之荷担不致之、相互令談合、可捌之」とするのも注意をひく。寄沙汰の停止、幕府責任者の判決という立場にたつものといえる。それは反面、従来の番頭・組頭の相談による解決が、知行主の政治力に大きく左右されたことを暗示しているだろう。天和三年の武家諸法度^⑨以降、この趣旨は武家諸法度に加えられる。

表(1)の年月日は、備考記入のほか、検使を命ぜられた日と出発(賜暇)の日とが混在し、ナンバーは教組をふくむと思えるものを一条にかかげるなどの限界をもつ。また『実紀』の出典は備考記入以外は『日記』だが、その史料の限界もある。だが『長野県史』『栃木県史』『岐阜県史』等の史料編にみえる裁許状等の検使名と符合する例も多く、若干の誤脱がある程度かと思われる。

それを補うために表(2)をつくった。表(1)に該当するものは省略しまた裁許証文に検使者が記されないものは、むろんこの外である。表(1)に薄い延宝初年の例などは『実紀』の記載洩れにちがいないしまた裁許状に「成瀬五左衛門手代山田小兵衛、西山八兵衛手代松本勘五左衛門差遣之、令見分」のように記される二代官の手代二人の例は、軽格者故に、本来『日記』ないし『実紀』に記録されないものであろう。この種のものの見分は、番頭・組頭のさばきに相当するものとしては古くにもあったであろうが、評定所機構に連なるものとしては早くからあったとは考えにくい。寛永―慶安期の検使との性格の差が大きいのである。表(2)は、今後各地の史料から大幅に増加し得るものであるが、両表からだけでも、以下の点をよみとる

ことができよう。

一、寛文期からの山論・水論の多さという印象は数の上で確認できる。それを生んだ村方の事情はいまとわれないとして、それに応じてとはいえ、この期の幕政が、山論・水論に対し、評定所機構と頻繁な検使の派遣によって対処したことをたしかめることができる。

二、見分役は、寛文期までは近隣大名家家士の例と国廻役・国巡目付(同一であろう)の例も少なくない。前者の内時服給の記事例は、代官または代官手代をとまなう可能性が強いが、この種の例は延宝—元禄期にみえる大名家家士を幕領検地に当らせる例¹⁰⁾の前身として、これとあわせて考える必要があろう。また国廻りについては、「幕府の職制上の役職」で「私領を監察する任務を持つていない」とする説¹¹⁾があるが、とくに論地見分を命ぜられなかった検使があわせて論地を見分する可能性が大きい¹²⁾こととあわせて、論地見分を幕府監察制度全体のなかで考察する必要を感じる。

三、右につづいて、番士主体の見分が、ほとんど一般化し、元禄期には代官手代による見分に移行していく。表⁽²⁾にみえる「大検使并手代検使」とは、これをいうであろう。そしてこの変化は、正徳二年当時の幕府の認識と符合する。「論地等之事、古来多くは評定所にて僉議の上を以て事決し候所に、近年の例、御代官所に申付、検使を以裁断し候」¹³⁾として、評定之面々にその弊を指摘しているのである。この「古来」が左程遠くからのものではないことは、さきに明らかにしたつもりである。

以上総括して、諸国の論地に対して、幕政が積極的に見分と裁許を推進したのは、寛文から元禄の間においてであったと判断できる。

では、それは個別領主権に対する国家公権という性格を強く示すような内容のものであったであろうか。

四

紙数の限りがあり、概括的ながら別に私見を記したこともあるので、以下簡略化した記述にとどめたい。諸領分間の論地に、幕府が検使を派して裁決すること自体が、諸領主権の上に立つ幕権の存在を示すことは、たしかである。その点で家綱・綱吉政権期の姿勢はいちじるしいといえよう。けれども、山川掟で畿内では認められたような方針、つまり領分境をこえての山野河海の保全利用策を講ずるという姿勢——それは山野河海は無主の、すなわち幕府公権の完全な掌握下にありとする立場になるであろう——をそこに認め得るか。否である。

一々例示しないが裁許は従来の慣行を尊重し、新たな開発を禁止する趣旨をふくむことが多かった。その限り山川掟等と共通するわけではある。新田開発推進策の転換ないしその限界ということもできよう。だが、それは山川掟のように、所領のわくをこえて広地域の国土保全策のものであったか。裁許は、一般に絵図に境目の線を引き、論争両当事者の利用区域を確定するのを常とした。そして線引きにあたっては、古来一領当時から入相山だったと思える地が二領の境界地となり、そこで一方の領分からの林野経営の実績によって境が決せられたという場合もある¹⁴⁾。たとえば藩権力による長大な水路が早くから設けられた尾張に対して、小領主の割拠した西三河では、山と水の利用をめぐる訴訟がしばしばくり返され、旧慣を根拠とする裁許例は、そこでの大規模開発を明治期にもちこすことになった¹⁵⁾。同一領分下にあった二村が、複数領支配下にな

ったときに、両者の論地が大きな問題になる例が少なくない。思えばそれは、諸藩政を前提とすれば、当然のことなのである。幕府の裁許は、山川掟の例とは異なつて、諸領主支配地の境界線を強化する方向にはたらいだ。

美濃の多芸輪中を例として、領主の治水策についてまとめられた高牧實氏の労作がある⁽¹⁾。その築堤・排水工事は、開発者がそれぞれの領主の指示によつてなしたもので、幕府・諸藩を通じて統一的な治水施策にもとづくものではなかつた。同一輪中堤内でも所領を異にする村々は、それぞれが別箇の水防組織をもつのを例とした。そして、所領をこえた多芸輪中村々の組合結成は、宝曆・明和年間に下る。宝曆御手伝普請も、領域をこえた村々の連合による要求を動因とした。高牧氏の労作を、私なりに要約すると、以上のようなることになる。貴重な指摘と考える。

村が、山や水の管理主体としての地位を確立していったとき、それはまた一般に諸藩政の確立期でもあつたと考えられる。村々の山と水利用をめぐる結合は、藩域に規制されざるを得ない。淀川水系の例をむしろ特例として、そこにいわゆる「公儀」としての幕府の権能が、領分境いの意味を弱める役割をもつたとは思えない。仮りにそれが公平な調停者として発動されたとしてもそうであり、事実はおそらくそれ自身個別領主でもある幕府権力としての私意がはたらいたであらうから⁽²⁾、なおさらである。公的な立場というにあらいたるものは、もと諸領の境界によつて分たれていた諸村が、あらためて領分をこえた地域的結集を進めていく動きのなかにこそ探られるべきであらう。

諸国山川掟を以て全国の姿を類推するわけにはいかないのである。

注

- (1) 大石慎三郎「江戸時代」一九七七年中央公論社。この本は、氏の多くの論著を背景としながらたいへん手際よくまとめられた新書判の本であつて、氏みずからいわれるように研究書ではない。これを氏の説として論ずるのは失礼かとも考えるが、諸国山川掟についての指摘は重要であり、管見の限り、この部分は氏の他の論著にみえないのだから、あえて御寛恕をお願いしたい。なお山川掟の重要性にあらためて目を開かせ小稿執筆の動機を作つてくれたのは同書である。
- (2) 齊藤純「三河における旗本領主支配の成立と構造」(北島正元編『幕藩制国家成立過程の研究』七八年吉川弘文館所収)。齊藤氏はぜんまい粉と解する(原史料は被粉)が如何であらうか。仮にそうであつてもこの場合の論旨には変わりなからう。なおこの件の原史料は、筆者分担の『豊田市史料編近世上』に採録予定である。
- (3) 『永保記事略—藤堂藩城代家老日誌』七四年上野市
- (4) 『日本林制史料金沢藩』所収「羽鹿政令十一」寛文二年三月一六日付御算用場より能登郡奉行への触
- (5) 『加賀藩史料』所収「改作所旧記」寛文二年三月廿日付御算用場より千秋彦兵衛宛触。
- (6) 同右所収「斤事通載」
- (7) 『日本林制史料高知藩』所収「貞享五年分覚書」
- (8) 『日本林制史料岡山藩』所収「土壌山林竹木取締并訴訟抜書」での尾関弥五左衛門申牒と評定留
- (9) 『日本林制史料弘前藩』所収「天和三年日記」
- (10) 『日本林制史料前橋藩』所収「酒井家史料」での同年正月廿四日「御代官へ申渡ス」
- (11) おそらく、逃散の理解にもこの点が問題になるであらう。「山あかり」を「山の上から自分の耕地を見下ろしている」と解した西田真樹「近世

- 初期美濃國旗本領における農民闘争」(名古屋大学日本史論集下巻) 七五年吉川弘文館所収)の説にも、この点で疑問をもつ。
- (2) ただし注(4)の加賀藩令は「御郡中御林之義者不及申、持山ニ而も株を掘申義、跡々より御停止ニ付度々申触候所」として、郡単位ながら一般的な木株掘り禁制の存在を示している。だがこの令も以後の取締令も、現実には、とくに商いの木株掘取を対象としている。
- (3) 『御当家令条』四五三号寛永一九年五月二四日令。また朝尾直弘『近世封建社会の基礎構造』六七年御茶の水書房 第五章で考証が加えられている同年七月二五日付覚二〇か条の第二〇条。また幕領に限られるが『御当家令条』二八二の承応元年正月四日付覚の第六条。
- (4) 兄玉幸多編『近世農政史料集1幕府法令上』六六年吉川弘文館。大石慎三郎氏との共編である。
- (5) 『日本林制史料津藩』所収「万大控抄」。なおこの幕法の存在は、拙稿「名山大沢不封論について」(徳川林政史研究所研究紀要昭和四九年度)所収)でも注意しておいた(その注(3))。小稿は全体として右旧稿の補強といった要素をもつ。参照ありたい。
- (6) 朝尾前掲書では、寛永一〇年代から寛文初年まで、大坂町奉行(摂津・河内)堺奉行(和泉)京都所司代と京都奉行(山城)奈良奉行(大和)の各仕置を想定している。
- (7) 『京都御役所向大概覚書下巻』七三年清文堂 30頁奈良町奉行次第。朝尾前掲書では寛文四・五年に畿内支配制度の変化を想定している。朝尾氏はとくに大坂周辺に焦点をあてた考察のように思えるが、大和においてもこの想定は強化されるであろう。
- (8) 前掲『京都御役所向大概覚書上巻』310、312頁「五畿内川筋土砂留之事」
- (9) 『寛政重修諸家譜』新版で(以下同じ)それぞれ巻十―21頁、巻十四―137頁、巻八―213頁。
- (10) 注(9)におなじ。
- (11) 新井白石『畿内治河記』(『新井白石全集第三』所収)。なお同書で
- は「水患之最大而難治者無若撰之大坂河、大坂河即淀河也」として、当時淀川に注ぐ大和川(水源大和)木津川(水源伊賀)加茂川(水源山城)桂川(水源丹波)についての要領のよい記述があり稲葉らがこれら諸川の上流と淀川河口とを見分したことを記す。
- (12) 『御触書寛保集成』一三三五号
- (13) 前掲『畿内治河記』には、天和三年、大坂河口の視察にあたって「先指西施其新田、壞其堤防、令海口開豁寬広」のことがみえ、その間五月、江戸に帰って提出した治河策が議定されたとするが、その内容は、ほぼ貞享元年令の趣旨とおなじである。
- (14) 畿内治河記は「近邑土著之民恐其被割田廬」等のことをあげる。
- (15) 『御触書寛保集成』一三三六号
- (16) 注(15)におなじ。
- (17) 記述は全部一郡について一人であるが、近江栗太郡と栗本郡(同一であろう)だけが重出する。なにかの誤りであろう。したがって近江でこれにふくまれないものは九郡で、全体では対象郡四〇郡かもしれない。
- (18) 前掲『京都御役所向大概覚書下巻』20頁には、貞享二年一〇月一六日付で老中から京都町奉行にあてて、淀川・大和川筋御普請を川村瑞賢がつとめるので瑞賢の伺いによつて、御領私領によらず申付けよと命じ、なお彦坂岩岐守・大岡備前守より相達すべく候とする。そして同月十九日付、彦坂・大岡は、京都町奉行兩人にあてて、右工事についての人馬舟の調達のこととあわせて、貞享元年令第二二三条の趣旨を、より具体化したかたちで伝え「所々え可有御申渡候」とする。彦坂重昭は御留守居、大岡清重は勘定奉行である。貞享元年令の布達方法を考える素材となるであろう。
- (19) 本間清利『関東郡代』七七年埼玉新聞社。この件の概略は、以下これによる。寛文七年の一件は、『徳川実紀』の同年二月三日条から一〇月二二日条にかけて、『寛政重修諸家譜』三一34頁近山安高譜、一五一―100頁細田時徳譜にある。水害の訴えとその結果の代官処罰から青木虹二

- 『百姓一揆総合年表』七一年三―書房 は懇訴として登録し、植田敏雄編『茨城百姓一揆』七四年風潮社 も同じであるが、両書とも、出典としては『徳川夷紀』と『寛政重修諸家譜』をあげるにとどまっている。
- (62) 『徳川夷紀』寛文七年一〇月二日条から、堤防破却令は寛文六年中にあったと察せられる。おなじく七月八日条にみえる四月・五月の水戸領の水災あたりが、谷原新田でも大きな被害を及ぼしたのであるうか。
- (63) 大石慎三郎『幕藩体制社会の構造―封建小農の存在形態から幕藩体制構造論への試論―』（『歴史学研究』24）。
- (64) 『御当家令条』四四九号
同右五一八号
- (65) 『御触書寛保集成』一〇号
- (67) 藤野保「寛永期の幕府政治に関する考察」（前掲北島編『幕藩制国家成立過程の研究』所収）。
- (68) 『徳川禁令考』巻一四（旧版第二帙29頁）。
- (69) 『御触書寛保集成』一二二六号後段
- (70) 『日本林制史資料江戸幕府領下』所収
- (71) 同右、また『長野県史近世史料編三』一三七八号
- (72) 正保三年三月一四日付で越後と会津の境を見分の上裁許を与えているのは、勘定頭伊丹順斎・大目付宮城越前守をはじめ、寛永二〇年五月に保科家会津賜封にあたって御目付となった三名をふくむ五人である（新潟県魚沼郡折立村 富永家文書）。この文書は本田雄二君の採訪写真の恩恵に浴した。
- (73) 注例におなじ
- (74) 『長野県史近世史料編五―』七〇一―号、同三一三七九号。また『信府統記』二四所収
- (75) 『御触書寛保集成』一一号
同右六号
- (77) これについては大森映子氏が七七年史学会大会、七八年歴史学研究会

大会での報告で、備後福山領改易地検地を中心に論ぜられた。

(78) 善積美恵子「江戸幕府の監察制度―国目付を中心に―」（『日本歴史』24号）。論地の見分は私領監察をふくみ、氏説には疑問もある。

(79) 前掲慶安四年七月の例。また堤防崩壊巡察の使節や巡見使が、訴えに応じて見分する例を見出せるであろう。

(80) 『御触書寛保集成』一五号

(81) 前掲「名山大沢不封論について」

(82) 寛文二二年六月、信濃松本領・高遠領論地裁許の例（『長野県史近世史料編五―』一七〇六号）。（表(2)の4）。

(83) たとえば『安城市史』七一年 第五編三章三節等。

(84) 高牧実「幕藩領主の治水政策と輪中―多芸輪中を事例として―」（前掲北島編『幕藩制国家成立過程の研究』所収）。

(85) 新井白石は『折たく柴の記』（全集三）で、注60所引触と同趣旨の指摘にあわせて、荻原重秀主導の評定所が御料百姓の非をも理とする弊を論難している。代官手代見分が実効をもったときその点はとくに大きいであろう。他の場合がそうでないとはいえない。天領民の高姿勢は広く

伝えられる事実である。

追記

小稿は特定研究『内陸地域産業・文化の総合的研究』の一環でもある。なお本年度本学部での史料講読『近世農政史料集』における学生諸君の報告に接し、筆者の側のひとつの報告という意味あいでもある。

（七八・一〇・二八）